広島県宿泊税活用事業に係るロゴマーク等の明示要領

（趣旨）

第１条　この要領は、広島県宿泊税条例（令和６年広島県条例第 32 号）に定める宿泊税（以下「宿泊税」という。）を活用した事業（以下「宿泊税活用事業」という。）である旨の明示に関し、必要な事項を定めるものとする。

（明示方法）

第２条　宿泊税活用事業を実施した者（宿泊税を財源とする事業を実施する者及びその間接補助事業者等。以下「実施者」という。）は、次の各号に定める箇所等を参考として、広く公衆の目にとまるよう、別に定めるロゴマークの掲示又は宿泊税活用事業である旨を明記した文言（「広島県宿泊税活用事業」、「この○○は、広島県宿泊税を活用して○○したものです」等）の明示を行うものとする。

（１）宿泊税を活用して改修した施設の看板、入口、受付等

（２）宿泊税活用事業により取得し、又は効用の増加した財産

ただし、財産の性質上、直接明示することが困難なものは、設置場所付近への明示によることができる。

（３）Web サイト（宿泊税活用事業の案内や報告等を掲載する場合等）

（４）パンフレット、チラシ、ポスター、その他印刷物

（ロゴマークの使用）

第３条　実施者は、ロゴマークを使用するときは、県が定めた縦横比、色彩その他のデザインを改変してはならない。

２　ロゴマークを変更した場合において、変更前のロゴマークにより既に行っている明示は、変更後のロゴマークによる明示とみなす。

（ロゴマークの入手）

第４条　ロゴマークを掲示する場合は、原則として、県ホームページからダウンロードしたものを使用すること。

（明示状況の確認）

第５条　実施者は、県の求めに応じて明示状況を示せるよう、写真等の証拠書類（電子データを含む。）を当該宿泊税活用事業の証憑書類と合わせて保存しておくこと。

２　県は、必要に応じて明示状況を確認し、明示が適切でないと認めるときは、実施者に対し是正を求めることができる。

附　則

１　この要領は、令和８年 11 月 10 日から施行する。

２　この要領の施行日より前に交付決定を受けた宿泊税活用事業については、第２条の規定にかかわらず、可能な範囲で明示を行うよう努めるものとする。